

第 1 1 回山陽小野田市都市計画審議会議事録(要約版)

○開催日時	平成 26 年 9 月 1 日 (月) 午後 2 時～ 3 時
○開催場所	山陽小野田市民館 第 1・2 会議室
○出席者	1 号委員 中西弘、藤田敏彦、田中剛男、川空忠男、原田頼邦 2 号委員 河崎平男、笹木慶之、杉本保喜、長谷川知司、山田伸幸 3 号委員 藤本拓男、塩田賢二、石部智子
○欠席者	1 号委員 塚本桓世 3 号委員 五十嵐章彦
○事務局	佐村建設部長、多田建設部次長 都市計画課 高橋課長、渡邊課長補佐、大和係長、松崎主任技師、立野主任技師
○傍聴人	報道関係 1 名
○会議次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 議事 議案第 1 号 山陽小野田都市計画風致地区の変更について (諮問) 4 その他 都市計画審議会協議会での質問について 5 閉会
○会議内容	
1 開会	
2 市長あいさつ	
3 議事	
○ 議案第 1 号 山陽小野田都市計画風致地区の変更について事務局から説明。	
・ 質疑応答(要旨)	
(委 員)	小野田楠企業団地が造成されるときに、風致地区が問題にならなかったのか。
(事務局)	当時、山口県が江汐風致地区に関する許可権者であり、県は国との協議調整が必要であった。その協議が難航したため風致地区を見直すことが出来なかった。
(委 員)	工業団地に風致地区があっても工場の建設は認められるのか。
(事務局)	風致地区内における建築制限 (建築物の高さ、建ぺい率、緑地率、敷地境界からの距離等) の基準を満たせば建設は可能である。
(委 員)	企業団地を造る許可を出したのは県なのか市なのか。
(事務局)	県と市が共同で造成を行った。許可権者は県であるが市と協議し進められた事業である。
(委 員)	その他に規制等の制限はあるのか。

- (事務局) 小野田楠企業団地には地区計画が定められている。
- (委員) 公園区域と風致地区が重複する範囲について区域の見直しを検討しているのか。
- (事務局) 上位法である「緑の基本計画」を今年度に策定するが、この計画の中で見直しを検討する。
- (委員) 今後、見直しを進めていくと考えてよいか。
- (事務局) 詳細については県との協議によって進めていく。
- (委員) 全体が109haで面積は変わらないのか。
- (事務局) ha単位での面積は変わらない。
- (委員) 行政界で区域が部分的に増えている理解で良いか。樹木の伐採などを行うときは許可が必要になるのか。
- (事務局) 現在の地形に合わすと増えている部分もある。今後、風致地区内で行われる行為については相談していただきたい。
- (委員) 剪定や掃除についても許可が必要なのか。
- (事務局) 剪定や清掃については許可は不要である。
- (委員) 用途地区や公園地区の見直しについては市全体で考えていただきたい。
- (事務局) 市全体で都市計画を見据えて適切に行う。
- (委員) 産業廃棄物の事業者の土地は風致地区に入っているのか。
- (事務局) 土地の一部が風致地区内に入っている。手続きがされ許可が出されている状況にある。

・採決の結果、全会一致で議案第1号は原案どおり承認された。

4 その他

○ 報告事項「都市計画審議会協議会での質問について」事務局から説明
(意見なし)

○ その他質問について

・質疑応答(要旨)

(委員) 新開作二軒屋線の今後のスケジュールはどうか。

(事務局) 明日から16日まで変更案の縦覧をする。公述申出が無ければ都市計画審議会を開催するが今のところ日程は未定である。

(委員) 都市計画審議会に関わる案件については、事前に情報を提供してほしい。

(事務局) 了解した。

(委員) 本山岬風致地区の海岸の浸食についてどの様に考えているのか。

(事務局) 現在整理したものが無く少し猶予をいただきたい。

(委員) 市の指定の天然記念物のハマセンダンは竜王山風致地区の区域内にあるのか。

(事務局) 風致地区外、公園区域外である。

5 閉会